

印西地区環境整備事業組合
印西地区ごみ処理基本計画改訂及び
災害廃棄物処理計画策定業務委託

公募型プロポーザル
募集要項

令和4年3月3日

目次

第1節	総則	P 1
第2節	参加申し込みの手続き	P 4
第3節	質問及び回答	P 5
第4節	評価組織及び評価項目・評価基準等	P 6
第5節	評価方法及び最優秀提案者の選定	P 7
第6節	失格要件等	P 9
第7節	情報公開	P 10

関係書類

別紙1 公募型プロポーザルの評価項目等一覧

別紙様式1 参加申込書

別紙様式2 業務の実施体制

別紙様式3 質問書

仕様書

業務委託契約書（案）

第 1 節 総則

第 1 項 業務名

印西地区環境整備事業組合印西地区ごみ処理基本計画改訂及び災害廃棄物処理計画策定業務委託（以下「本業務」という。）

第 2 項 本業務の目的及び内容

本業務の仕様書のとおり。

第 3 項 本要項の目的

この要項は、本業務を公募型プロポーザル方式により執行するために必要な事項を定め、最優秀提案者を選定することを目的とします。

第 4 項 公募型プロポーザル方式を採用する理由

本業務の検討分野は多岐に亘り、また、最適な成果の水準が予め特定されないことなどから、応募者の能力及び提案内容等を総合評価したうえで最適な随意契約の候補を選定するプロポーザル方式を採用します。

また、数多くの提案内容を比較評価したいことから、プロポーザルの型式は公募型を採用します。

第 5 項 提案限度額

16,676,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,516,000円）

第6項 参加資格要件

本プロポーザルに参加するための資格要件は、次のとおりとします。

(1) 本業務の公告日から参加申し込みの手続き期限までの間において、次の①から⑤に掲げる事項のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加することができないものとします。

また、参加申し込みの手続き後であっても、契約締結までの間において同事項のいずれかに該当した者は、失格とします。

- ①印西地区環境整備事業組合建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、又は他の公共団体から同様の措置を受けている者。
- ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ③手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
- ④6ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者及び会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者、又は民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- ⑤警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準じる者として排除要請があり、当該状態が継続している者。

(2) 平成23年度以降において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項で規定する一般廃棄物処理計画の策定又は改訂に関する業務委託の元請実績（業務が完了し引渡しが済んだ地方公共団体の発注に限る）を有する者であること。

(3) 直接的な雇用関係にある従業員（採用予定者を含む）の内から、次の①から③に掲げる担当者を選任することができる者であること。（各担当者間の兼任は不可）

また、①の統括担当者、又は②の主任担当者の内、1人以上が（2）で規定する策定又は改訂の経験を有すること。

①統括担当者（1人选任）

本業務の統括的な指揮・監督を担当する。

②主任担当者（1人以上選任）

本業務の指揮・監督及び当組合との連絡等を担任する。

③担当者（1人以上選任）

主任担当者の補佐を行うことその他、主任担当者が不在の際における当組合との連絡等を担任する。

第7項 事務局（書類の提出先・連絡先）

〒270-1352
千葉県印西市大塚一丁目1番地1
印西地区環境整備事業組合
印西クリーンセンター 業務班
電話：0476-46-2732
メール：gyoumu@inkan-jk.or.jp
担当者：渡辺

第8項 スケジュール

手続き	受付開始及び提出期限等	関係項目
参加申し込みに関する提出書類の受付開始（公告日）	令和4年3月 3日（木）	第2節第1項
質問書の受付開始	令和4年3月 3日（木）	第3節第1項
質問書の提出期限	令和4年3月24日（木）	第3節第1項
参加申し込みに関する提出書類の提出期限	令和4年4月 7日（木）	第2節第1項
1次評価結果通知書の発送	令和4年4月14日（木）※予定	第5節第1項
2次評価（ヒアリング）の開催	令和4年4月21日（木）※予定	第5節第2項
2次評価結果通知書の発送	令和4年4月28日（木）※予定	第5節第4項
契約締結	令和4年5月12日（木）※予定	第5節第6項

第 2 節 参加申し込みの手続き

第 1 項 参加申し込みの手続き

(1) 提出書類

提出書類	説明	部数
①参加申込書 (別紙様式 1)	—	1
②契約実績確認書類	第 1 節第 6 項 (2) で規定する実績を確認する書類として、最新 1 件分の契約書及び仕様書の写し	各 1
③雇用確認書類	第 1 節第 6 項 (3) の規定により選任する各担当者が、直接的な雇用関係にある従業員か確認する書類として、雇用契約書等の写し (当該確認に必要なない情報は黒塗りしてください)	各 1
④見積書 (任意様式)	見積金額は、消費税及び地方消費税の額を含んだ総額を記入してください。また、見積書の宛名は、「印西地区環境整備事業組合 管理者 板倉正直」と記載してください。	1
⑤業務の実施体制 (別紙様式 2)	第 1 節第 6 項 (3) で規定する各担当者の選任を確認及び評価する書類	7
⑥企画提案書 A (任意様式)	記述内容：ごみ処理基本計画の改訂支援方針 用紙枚数：5 枚以内とします。	7
⑦企画提案書 B (任意様式)	記述内容：災害廃棄物処理計画の策定支援方針 用紙枚数：2 枚以内とします。	7

(2) 留意事項

企画提案書 A・企画提案書 B の作成にあたり共通する留意事項は、次のとおりです。

- ①口頭説明を要せずに企画提案が理解できる内容としてください。
- ②用紙のサイズは、日本産業規格 A 列 4 番縦型としてください。
- ③プリントは、片面としてください。(カラー印刷可) (クリップ止め)
- ④文字のサイズは、11 ポイント以上としてください。ただし、図表等で用いる文字は除きます。
- ⑤用紙の左側 (綴る側) に 10mm 以上の余白を設けてください。
- ⑥企画提案書毎にページを付番してください。
- ⑦個人情報のほか、提案者名や企業ロゴマークなど、提案者名の特定が可能な記述は、行わないでください。

⑧再委託を予定している場合は、一部であっても再委託の予定先と範囲を記載してください。

⑨当組合におけるこれまでの取り組みに対し批判的な内容であっても、本プロポーザルの評価及び将来に亘る一切について、何ら影響（提案者の不利益）はありません。

（３）提出方法

持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送により提出する場合は、事前にその旨を電話連絡してください。

（４）提出期間

令和４年３月３日（木）から令和４年４月７日（木）１７時まで（必着）

第２項 提出書類の受理通知書の発送

（１）発送日

提出書類を受理した日から起算した３日後（土日祝日を除く）までに発送します。

（２）発送先

全ての参加申込者

第３節 質問及び回答

第１項 質問の手続き

（１）提出書類

質問書（別紙様式３）

（２）提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

なお、持参以外の方法により提出する場合は、事前にその旨を電話連絡してください。

（３）提出期間

令和４年３月３日（木）から令和４年３月２４日（木）１７時まで（必着）

(4) 備考

- ①質問書は、提出期間中、何度でも提出できるものとします。また、回答書に対する質問書の提出もできるものとします。
- ②本プロポーザルの評価に支障をきたす恐れのある質問を含む質問書は、受け付けません。
- ③質問元の事業者名は公表しません。
- ④第1節第6項で規定する参加資格要件に関する質問は、質問書によらず電話により問い合わせてください。

第2項 質問書に対する回答

質問書を受理した日の翌日から起算した3日後（土日祝日を除く）の17時までに、当該質問書に対する回答書を当組合のホームページ（下記アドレス）に順次掲載します。

<http://www.inkan-jk.or.jp/>

第3項 回答書の取り扱い

回答書は、仕様書等の契約書類に対する追加又は修正として取り扱います。

第4節 評価組織及び評価項目・評価基準等

第1項 評価組織

1次評価（書類評価）及び2次評価（ヒアリング）を行い、プロポーザル内容を総合的に評価し最優秀提案者を選定する組織として、当組合の職員で構成する最優秀提案者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

第2項 評価項目・評価基準等

「公募型プロポーザルの評価項目等一覧（別紙1）」（以下「評価項目等一覧」という。）のとおりです。

第5節 評価方法及び最優秀提案者の選定

第1項 1次評価（書類評価）

提案者の多少に関わらず、1次評価として書類評価を行います。

なお、1次評価は提案者名の秘匿性を保持することとし、提案者名の特定が可能と考えられる記述等が認められる場合は、当該箇所を事務局で黒塗りしたうえで、選定委員会の委員へ書類提出します。

（1）対象とする評価項目

評価項目等一覧で規定するNo.1からNo.4とします。

（2）上位提案者の選定

提案者が多数の場合は、1次評価で上位提案者を選定し、第2項で規定する2次評価（ヒアリング）に進む提案者の数を限定する場合があります。

（3）1次評価結果通知書の発送

① 発送日

令和4年4月14日（木）※予定

② 発送先

全ての参加申込者

第2項 2次評価（ヒアリング）

2次評価としてヒアリング（提案者のプレゼン及び質疑応答）を行います。

（1）2次評価に参加できる者

第1項（3）で規定する1次評価結果通知書に「2次評価の出席案内」が付記されている者としてします。

（2）提案者がプレゼンする範囲

評価項目等一覧で規定するNo.3及びNo.4とします。

※プレゼンする内容は、その一部・全部を問わず任意とします。

（3）対象とする評価項目

評価項目等一覧で規定するNo.3からNo.5とします。

※No.1及びNo.2は、1次評価で評価点が最終決定します。

※No.3及びNo.4は、2次評価におけるヒアリングの内容如何により、1次評価における評価点を各々補正（増、変わらず又は減）し、最終決定します。

（４）開催日時

令和4年4月21日（木）※予定

時間は、9時から20時の間で、当組合が指定します。

（５）開催場所

当組合 3階会議室

（６）出席人数

4人までとします。

（７）時間配分

①プレゼンの時間は、30分以内とします。

②プレゼン後に実施する質疑応答の時間は、30分以内とします。

※プレゼンの余剰時間は、質疑応答の時間へ加えません。

（８）プレゼン及び質疑応答を担当する者

特別の事情がない限り、第1節第6項（3）で規定する主任担当者若しくは統括担当者が、主導的な立場として担任してください。

（９）備考

①パワーポイント等のプレゼンテーションソフトウェア、プロジェクタ及びスクリーンの使用は不可とします。

②新型コロナウイルス感染拡大の状況により、2次評価（ヒアリング）をオンライン形式等で実施する場合があります。この場合、1次評価結果通知書にオンライン形式等で2次評価（ヒアリング）を実施する旨を付記します。

第3項 最優秀提案者（受託候補者）の選定

評価項目等一覧で規定するNo.1及びNo.2の評価点（1次評価で最終決定）に、2次評価における同No.3からNo.5の評価点を足した合計評価点（選定委員会の全委員の合計点）が最上位の者を最優秀提案者として選定します。

なお、当該最上位の者が複数の場合は、同No.1の見積金額が最も安価な者を最優秀提案者として選定し、当該見積金額も同額の場合は、くじ引きによります。

ただし、当該最上位の者の評価点について、上記の合計評価点を選定委員会の委員数で除した値が60点に満たない場合は、本プロポーザルを無効とします。

第4項 2次評価結果通知書の発送

(1) 発送日

令和4年4月28日（木）※予定

(2) 発送先

2次評価を行った全ての者

第5項 契約締結前の提出物

最優秀提案者は、見積書の内訳書（任意様式）を速やかに提出してください。

第6項 契約締結

企画提案書A、企画提案書B、回答書及びヒアリングの内容に基づき、当組合と最優秀提案者で契約内容の協議を行い、令和4年5月12日（木）に、随意契約により契約を締結する予定です。（別添の業務委託契約書案を参照）

なお、当該協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点提案者との契約協議を行います。

また、最優秀提案者が正当な理由なく当該協議又は契約締結を辞退する場合は、印西地区環境整備事業組合建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止等の処分を行う場合があります。

第6節 失格要件等

第1項 失格要件

第1節第6項（1）で規定するもののほか、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は失格とします。

- ①提出書類に過不足がある場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③提案限度額を超過した見積書を提出した場合
- ④正当な理由なく2次評価に遅参又は欠席した場合
- ⑤本要項で規定する手続き以外で、選定委員会の委員及び当組合職員等の関係者に、本プロポーザルに対する助言等を得ることを目的とした連絡及び接触を行ったと選定委員会が認定した場合
- ⑥選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったと選定委員会が認定した場合

第2項 その他留意事項

- ①天災等の不測の事態により、書類提出の遅延及び2次評価に遅参又は欠席する恐れのある場合は、事前に電話連絡し指示を受けてください。
- ②提出書類の受理後、書類の修正及び追加提出は、認めません。
- ③当組合が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- ④提出書類は、返却しません。
- ⑤提出書類は、評価等を行うにあたり必要最小限の範囲で複製を作成する場合があります。
- ⑥受注者が提出した書類の著作権及び利用権は、当組合に帰属するものとします。
- ⑦参加申込書を当組合が受理した後に本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに電話連絡のうえ、辞退理由を記載した任意様式の辞退届を提出してください。
- ⑧参加申込者が1者であっても、本プロポーザルは実施します。
- ⑨選定委員会による評価の経緯等に関する問い合わせは、受け付けません。
- ⑩評価結果に対する異議申し立ては、受け付けません。
- ⑪本プロポーザル手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、計量単位は計量法及び時間は日本の標準時とします。
- ⑫本プロポーザルに要する経費は、提案者側で負担してください。
- ⑬本プロポーザルは、最優秀提案者を選定することを目的に実施するものであり、必ずしも提案された内容で契約締結するものではありません。
- ⑭最優秀提案者は、契約締結を経て業務完了までの間、業務の実施体制（別紙様式2）に記載した各担当者を変更することができないものとします。ただし、退職等、止むを得ない事情がある場合は、当組合が同等以上と判断する者に限り、変更することを可能とします。

第7節 情報公開

第1項 情報公開

最優秀提案者の選定後に、次の事項を当組合のホームページで公表します。

- ①1次評価結果及び2次評価結果（最優秀提案者以外の提案者名は秘匿）
- ②選定委員会の委員長による総括
- ③選定委員会の委員の職氏名